令 0 4 原機(再) 0 5 4 令和 4 年 1 1 月 2 8 日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 7 6 5 番地 1 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 小口 正範 (公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定の変更認可申請の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第50条第1項の規定に基づき、令和4年6月30日付け令04原機(再)021をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設保安規定について、別紙のとおり一部補正いたします。

核燃料サイクル工学研究所再処理施設保安規定の補正の内容及び理由

再処理施設保安規定に係る補正の内容及び補正の理由は、次のとおりである。 なお、補正の内容等の詳細は、別表に示す。

1. 補正の内容

○「第Ⅲ-18表 性能維持施設(警報装置等を除く)に係る定期事業者検査」 における性能維持施設の一部取下げ

廃止措置計画変更認可申請の一部補正(令和4年11月)における性能維持施設の一部(高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟以外の施設の消火設備等)取下げを反映する。

2. 補正の理由

高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟以外の施設の消火設備等に係る火災対策の更なる検討等を実施し、性能維持施設としての妥当性を確認することとした。

このため、高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟以外の施設の消火設備等については、申請から取り下げることとした。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日の翌日から施行する。ただし、改正後の第Ⅲ-18表において、本改正により追加された性能維持施設のうち、使用前自主検査後の第 196 条第8項に基づく所長の承認を要するものについては所長の承認日の翌日から、所長の承認を要しないものについては担当部長がその性能を有していることを確認した日から適用する。

以上

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定

補 正 前 後 比 較 表

令和4年 11月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 補正前後比較表

補正前(令和4年6月30日付け申請)	補正後	補正理由
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	
核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定	核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定	
第1条 ~ 第204条 (省略)	第1条 ~ 第204条 (変更なし)	
	附 則 (施行期日) 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可日の翌日から施行する。ただし、改正 後の第Ⅲ-18 表において、本改正により追加された性能維持施設のうち、使用前自 主検査後の第196条第8項に基づく所長の承認を要するものについては所長の承認 日の翌日から、所長の承認を要しないものについては担当部長がその性能を有して いることを確認した日から適用する。	

	補正前(令	和 4 年 6 月 30	日付け申請)					補正後		1111 E 1771 C _		補正理由
第 I − 1 図 ~ 第 IV − 4	4図 (省略)					第 I − 1 図 ~ 第 IV	- 4図 (変更な	:し)				
第Ⅰ-1-(1)表 ~ 第	第Ⅲ-17 表-(2)	(省略)				第 Ⅰ − 1 − (1)表 ~	第Ⅲ-17表-(2) (変更なし	.)			
第Ⅲ-18表 性能維	持施設(警報装置	等を除く)に係る	5定期事業者検査(第Ⅲ-18表 性能維	持施設(警報装置	等を除く)に係る	る定期事業者検査(
対象機		要求される機能	性能	維持すべき期間	(担当課長)	対象機		要求される機能		期間(担当部長(担当課長)	
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし) ((変更なし)	
ガラス固化技術開発棟	建家(浸水防止設 備を含む。)・構築 物	の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 その火消火機能 知能、避難用照明機能)	・ 相欠性 (屋外)・ パッケージ型・ パッケージ型	予定に、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ガラス固化 部長 (ガラス固化 管理課長)	ガラス固化技術開発棟	建家(浸水防止設備を含む。)・構築 物	の防止機能 閉じ込めの機 態 遊蔽機能 その他 火災火機能 難用照明機能)	建備築に害ど 以つ準と 照及いこ と は	各建家の管理区域解除	ガラス固化 部長 ガラス固化 管理課長)	
ガラス固化技術管理棟			建家(浸む)は、 一定。 (浸む)は、 (浸む)は、 (浸む)は、 (浸む)に、 (浸む)に、 (浸む)に、 (浸む)に、 (浸む)に、 (浸む)に、 (水で)に、 (本で)に、 (水で)に			ガラス固化技術管理棟		地震による損傷の防止機能津波による損傷の防止機能	: 建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有			○廃止措置計画変更記の 「原申請の一度的財性の でのでででは、 ののでででは、 ののででででででででででででででででででででででででででででででででででで

		和4年6月30						補正後			補正理由
第二付属排気筒	建家・構築物	地震による損傷 の防止機能 廃棄施設 (排出機能)	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 製、剥離などがないこと。			第二付属排気筒	建家・構築物	地震による損傷 の防止機能 廃棄施設 (排出機能)	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 製、剥離などがないこと。		
		地震による損傷 の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能	建家及び構築物の 機能・性能に影響 を与える有害なき 裂、剥離などがな いこと。					地震による損傷 の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能	建家及び構築物の 機能・性能に影響 を与える有害なき 裂、剥離などがな いこと。		○廃止措置計画変更 可申請の一部補正 反映 (高放射性廃液貯蔵 (HAW) 及びガラス
クリプトン回収技術開 発施設	建家・構築物	その他 (火災報知機 能、消火機能、避 難用照明機能)	<u>• 自動火災報知</u> <u>設備</u>		施設管理部長 (前処理施設 課長)	クリプトン回収技術 発施設	f開 建家・構築物	<u>(削る)</u>		クリプトン 回収技術開 発施設の管 理区域解除 まで	化技術開発施設(T ガラス固化技術別 棟以外の施設の 維持施設(消火計 等)に係る火災対策 更なる検討等を し、性能維持施設。 ての妥、性能維持 るため、性能維持
		地震による損傷 の防止機能 津波による損傷 の防止機能	建家(浸水防止設 備を含む)及び構 築物の機能・性能					地震による損傷 の防止機能 津波による損傷 の防止機能	建家(浸水防止設 備を含む)及び構 築物の機能・性能		の一部を取りつる。)
		閉じ込めの機能 進蔽機能	どがないこと。					閉じ込めの機能 遮蔽機能	に影響を与える有 害なき裂、剥離な どがないこと。 以下の消火設備に		
		その他 (火災報知機能、避 能、消火機能、避 難用照明機能)	ついて消防法の基準を満足すること。 ・自動火災報知設備 ・消火器 ・消火栓(屋内)	液貯蔵場の	施設管理部長 (化学処理 施設課長)	高放射性廃液貯蔵場	建家(浸水防止設備を含む。)・構築物	その他 (火災報知機能、 能、消火機能、避 難用照明機能)	ついて消防法の基準を満足すること。 ・自動火災報知設備・消火器・消火器(屋内)	高放射性廃 液貯蔵場の 管理区域解 除まで 施設課長)	
			照明設備(非常灯及び誘導灯)について、点灯できること。						照明設備(非常灯 及び誘導灯)につ いて、点灯できる こと。		

中国の 一般		補正前(令	和4年6月30	日付け申請)					補正後		州上固川を_		補正理由
中央			の防止機能閉じ込めの機能	建家及び構築物の 機能・性能に影響 を与える有害なき 裂、剥離などがな					の防止機能閉じ込めの機能	機能・性能に影響 を与える有害なき 裂、剥離などがな			
建家・構築物 地震による損傷 機能・性能に影響 大きる有害なき 変形 機能・性能に影響 大きる有害なき 変別 機能・性能に影響 大きる有害なき 変別 機能・性能に影響 大きる有害なき 変別 表建家の管 施設審長 大きる有害なき 変別 表建家の管 施設審長 大きる有害なき 変別 表建家の管 施設審長 大きる有害なき 変別 表述を必定 表述を表述を定定 表述を定定 表述	ウラン脱硝施設		<u>(火災報知機</u> 能、消火機能、避	ついて消防法の基 準を満足するこ と。 ・自動火災報知 設備 ・消火器 ・消火栓(屋内) ・消火栓(屋外) ・消火栓(屋外)			ウラン脱硝施設		<u>(</u> 削る)_	<u>(削る)</u>			(高放射性廃液貯蔵場 (HAW)及びガラス固 化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発施設(開発 様以外の施設が開始 様以外の施設が開始 維持施設(消火対策 を を りに係る火災を し、性能維持施設 で の 妥当性を確認 で るため、性能維持施設
ウラン貯蔵所 フラン貯蔵所 で	建	建家・構築物		を サん る 有害 なさ 裂、剥離などがな	各建家の管 理区域解除 まで	(化学処理		建家・構築物	の防止機能	を与える有害なき裂、剥離などがな	理区域解除(対象の対象)が	化学処理	
<u>いて、点灯できる</u>	ウラン貯蔵所		その他 <u>(火災報知機</u> 能、消火機能、避	 ついて消防法の基準を満足すること。 ・自動火災報知設備 ・消火器 ・消火栓(屋外) 照明設備(非常灯及び誘導灯)について、点灯できる 			ウラン貯蔵所		<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>			(高放射性廃液貯蔵場 (HAW)及びガラス (HAW)及びガラス (HAW)及びガラス (大後開発施設(TVF) がラストの施 (開発) (開発) (開発) (開発) (開発) (開発) (開発) (開発)

		和 4 年 6 月 30	日付/注由書)					補正後		州上固 川で		補正理由
	7册44月(77	地震による損傷 の防止機能 遮蔽機能	71 P 7 - 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					地震による損傷の防止機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。			7冊 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
第二ウラン貯蔵所、 第三 ウ ラ ン 貯 蔵 所	建家・構築物	その他 (火災報知機 能、消火機能、選 難用照明機能)	・目動火災報知 設備・消火器	各建家の管理区域解除まで	施設管理部長 (化学処理 施設課長)	第二ウラン貯蔵所、 第三ウラン貯蔵所	建家・構築物	(削る)	(削る)	各建家の管理区域解除まで	施設管理部長 (化学処理 施設課長)	○廃止措置計画補 一の廃止措置計画補 で東 可申請の一 で、高放射性廃びが見いででででででででででででででででででででででできる。 (HAW) 及び施技ででででででできるできるででできる。 で、ののでででできるできるできる。 で、ののでででできるできるできる。 で、ののででできるできるできる。 で、ののでできるできるできるできる。 で、ののでできるできるできるできる。 で、ののでできるできるできるできるできる。 で、ののでできるできるできるできる。 でいるできるできるできるできるできる。 でいるできるできるできるできるできる。 でいるできるできるできるできるできるできる。 でいるできるできるできるできるできる。 でいるできるできるできるできるできるできる。 でいるできるできるできるできるできるできるできるできる。 でいるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできる
		地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有実かき製 剥離な					津波による損傷の防止機能	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	•		の一部を取り下る。)
プルトニウム転換技術 開発施設	建家(浸水防止設備を含む。)・構築物	その他 (火災報知機 能、消火機能、選 難用照明機能)	・自動火災報知 設備・消火器	開発施設の 管理区域解	施設管理部長 (転換施設	プルトニウム転換技術開発施設	建家(浸水防止設備を含む。)・構築物	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	プルトニウ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	施設管理部長 (転換施設 課長)	○廃止措置計画変引 可戻申請の一次射性の 可反映 (高) (HAW) 及発化技の (HAW) 以外開固の (大技術の (大力) が開固の (大力) が (大力) が

	補正前(令	和4年6月30	日付け申請)					補正後				補正理由
		閉じ込めの機能遮蔽機能	煙家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剥離などがないこと。					地震による損傷 の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剥離などがないこと。			
除 染 場	建家・構築物	(火災報知機 能、消火機能、避 難用照明機能)		理区域解除	施設管理部長 (施設管理 課長)	除 染 場	建家・構築物	<u>(削る)</u>	(削る)	除染場の管 理区域解除 まで	施設管理部長 (施設管理 課長)	○廃止措置計画変更認 可申請の一部補正の 反映 (高放射性廃液貯蔵場 (HAW)及びガラス固 化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発 棟以外の施設の性能
		地震による損傷 の防止機能 津波による損傷 の防止機能 閉じ込めの機	いて、点灯できる こと。					の防止機能	建家(浸水防止設備を含む)及・性るの機能与える離に影響を与剥離といこと。			維持施設(消火設備 等)に係る火災対策の 更なる検討等を実施 し、性能維持施設とし ての妥当性を確認認 るため、性能維持施設 の一部を取り下げ る。)
		遮蔽機能						遮蔽機能				
分離精製工場	建家(浸水防止設備を含む。)・構築物	その他 (火災報知機 能、消火機能、避 難用照明機能)	以下の消火設備に ついて消防法の基準を満足すること。 ・自動火災報知 設備 ・消火栓(屋内) ・消火栓(屋外) ・消火栓(屋外) ・バストできる いて、点灯できる こと。	分離精製工 場の管理区 域解除まで	施設管理部長 (施設保全 課長)	分離精製工場	建家(浸水防止設備を含む。)・構築物		<u>(削る)</u>	分離精製工場の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全 課長)	○廃止措置計画変更認 可申請の一部補正の 反映 (高放射性廃液貯蔵場 (HAW)及びガラス目 化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発 棟以外の施設の性能 維持施設(消火設備 等)に係る火災対策の
			消火設備(粉末消 火設備)について、 消防法の基準を満 足すること。	<u>系統除染が</u> 完了するま で	施設管理部長 (前処理施設 				(削る)	(削る)	_(削る)_	更なる検討等を実施し、性能維持施設としての妥当性を確認するため、性能維持施設の一部を取り下げる。)

	I.B. 1.55. 7.5							1.8		111111111111111111111111111111111111111	<u>を</u> (かり。	
	補正前(令別	和 4 年 6 月 30	日付け申請)				ı	補正後				補正理由
			消火設備(水噴霧 消火設備)につい て、消防法の基準 を満足すること。		施設管理部長 (化学処理 施設課長)				(削る)		(削る)	○廃止措置計画変更認 可申請の一部補正の 反映 (高放射性廃液貯蔵場
			消火設備(炭酸ガ ス消火設備)につ いて、消防法の基 準を満足するこ と。		施設管理部長 (前処理施設 _ 課長)				<u>(削る)</u>		_(削る)_	(HAW) 及びガラス固 化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発 棟以外の施設の性能 維持施設 (消火設備 等) に係る火災対策の
		切り上機能	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能 に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。					閉じ込めの機	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。			更なる検討等を実施し、性能維持施設としての妥当性を確認するため、性能維持施設の一部を取り下げる。)
分析所 1		その他 (火災報知機 能、消火機能、避 難用照明機能)	以下の消火設備に ついて消防法の基準を満足するこ ・自動火災報知 ・消火栓(屋内) ・消火栓(屋外) ・消火栓(屋外) ・消火できる について、点灯できる にと。	分析所の管 理区域解除 まで	施設管理部長(施設保全課長)	分析所	建家(浸水防止設備を含む。)・構築物		_(削る)_	分析所の解除で	施設管理部長(施設保全課長)	○廃止措置の 一庭 一方で 一方で 一方で 一方で 一方で 一方で 一方で 一方で

補正官	前(令和4年6	月 30 日付け申請)								補正箇所	をで示す。	補正理由
2 11.	地震によ の防止機能 その他 (火災報知 消火機能、 照明機能)	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害などがないこと。 「地機能、避難用」を満足すること。	を発表の管			設、	建家・構築物	地震によの防止機能	建家及び構築物の 機能・性能に影響を与える有害な	響きな 		
左次 情水	:120	<u>設備</u> ・消火器 ・消火器 ・消火栓(屋内 ・消火栓(屋外 が消火栓(屋外 歴明設備(非常な 及び誘導灯)につ	まで	課長)	資材庫		A HA	。 <u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	まで	課長)	○廃止措置計画変 可申請の一部補 反映 (高放射性廃液則 (HAW) 及びがラ 化技術開発施設 が開発施設が 様以外の施設が 維持施設(火災対
建家・構築	の防止機能 物 廃棄施設	能機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剥離などがな	予 各建家の管 理区域解除	施設管理部長 (施設保全 課長)	主排気筒		建家・構築物	の防止機能 物 廃棄施設	能機能・性能に影響を与える有害なる。 裂、剥離などが	響 各建家の管 き 理区域解除	施設管理部長 (施設保全 課長)	更なる検討等をし、性能維持施設 ての妥当性を確 るため、性能維持 の一部を取り る。)
		<u> </u>								(第 195 条関係) 維持すべき		
機 器 			期間	(担当課長)	対象	: 機	石			期間	(担当課長)	
	地震による損傷の防止機能閉じ込めの機能遮蔽機能	建家及び構築物の機能・ 性能に影響を与える有						地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能	建家及び構築物の機能 性能に影響を与える有	Ī		○廃止措置計画系 可申請の一部系 反映 (高放射性廃液 (HAW) 及びガ 化技術開発施設
建家・構築物	その他 (火災報知機 能、消火機能、避 難用照明機能)	て消防法の基準を満足すること。 ・自動火災報知設備	体廃棄物貯	環境保全部長 (環境管理 課長)	高放射性固体廃棄物貯蔵庫			(削る)	(削る)	体廃棄物貯 蔵庫の管理	環境保全部長 (環境管理	が が が が が が が が が が が が が が
	建家・構築 建家・構築 建家・構築	世家・構築物 せ能維持施設 (警報装置等を除く) 機能 器 要求・構築物 を では、 とは と では、	世震による損傷を与剥離などががいこと。 全の他 (火災報知機能、消火機能、避難用 理を満足すること。 ・ 自動火災報知 建を ・ 満火性 (屋外) ・ 消火を (屋内) ・ 消火を (屋外) ・ に係る定期事業者検査 (性能 とり、 に係る定期事業者検査 (性能 とり、 に係る定期事業者検査 (性能 とり、 と。 ・ は といこと。 ・ は に こいこと。 ・ は に き に き こいこと。 ・ は に に き こいこと。 ・ は に き こいこと。 ・ は に に き こいこと。 ・ は に き こいこと。 ・ は に に き こいこと。 ・ は に き こいこと。 ・ は に に き こいこと に といことと。 ・ は に き こいことと。 ・ は に き こいこと。 ・ は に き こいことと。 ・ は に き こいこと。 ・ は に き こいことと に は に こいことと に は に に といいことと に は に は に は に は に は に は に は に は に は に	世震による損傷 機能・性能に影響を与えるに (大災報知機能) といて消防法の基準を (学科) といて消防法の基準を (学科) といて、点灯できること。 ・自動火災報知 と (学出代験能) と は (学科) と	地震による損傷 機能・性能に影響を与える有害なき型 地震による損傷 (火災報知機能・性能に影響を与える有害なき型 (施設保全) (地域能) (地	建家及び構築物のの機能・性能に影響を与えるでは、大災報知機能・対して対して、人工での強力を関係に対し、大災報知機能・対して対して、大災報知機能・対して対して、大災報知機能・対して対して、大災報知機能・対して対して、大災報知機能・対して、大災報知機能・対して、大災報知機能・対して、大災報知機能・対して、大災報知機能・対して、大災報知機能・対して、大災報知機能・対して、大災なの管をやける人工を、対して、大災、大災、大災、大災、大災、大災、大災、大災、大災、大災、大災、大災、大災、	地震による損傷	地震による損傷 (株・特能) 地震による損傷 (株・特能) 地震による損傷 (株・特能) 地震による損傷 (株・特能) 地震による損傷 (大・火災機) (大・火災機) (大・火災機) (大・火災機) (大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・	建家・構築物 建家との存住を	地震による損傷 投票の資産機能 投票の資産機能 投票の資産 投票の企産 投票の企	横正院 (今和4年4月30 日付け申請) 横正院 (安康の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	特別

	補正前(令和4年6)	月 30 日付け申請)				補正		 補正理由
第二高放射性固 体廃棄物貯蔵施 設	地震による損傷 の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 <u>その他</u> (火災報知機 能、消火機能、避 難用照明機能)	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。 以下の消火設備について消防法の基準を満足すること。 ・自動火災報知設備・消火器・消火栓(屋内)・消火栓(屋外) ・照明設備(非常灯及び誘導灯)について、点灯で	性固体廃棄 物貯蔵施設	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設	建家・構築物	地震による損傷 の防止機能 閉じ込めの機	建家及び構築物の機能・ 性能に影響を与える有 害なき裂、剥離などがな いこと。	○廃止措置計画変更認 可申請の一部補正の 反映 (高放射性廃液貯蔵場 (HAW)及びガラス (HAW)及びガラス 大後術開発施設(TVF) がラス固化技術開発 様以外の施設の大設 様以外の施設へ (消火 (準)に係る (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の
アスファルト固 化処理施設、 アスファルト固 化体貯蔵施設、 第二アスファル ト固化体貯蔵施 設	(大災報知機 能、消火機能、避 難用照明機能)	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。 以下の消火設備について消防法の基準を満足すること。	各建家の管理を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	アルファルスファルででは、アルカーのでは、アルのでは、アルのでは、アルカーのでは、アルカーのでは、アルカーのでは、アルカーのでは、アルカーのでは、アルカーのでは、アルカーのでは、アルカーの	建家・構築物	闭し込めの機 能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	更してるのる。 のた一。) のた一。) のた一。) のた一。) のた一。) のた一。) のた一。) のたー。) のた一。) のたー。) のたー。) のたー。) のたー。) のたー。) のたー。) のたー。) のたっ。) のたー。)

		前(令和4年6							1曲44.00/21	をであり。	補正理由
	1117	地震による損傷 の防止機能 遮蔽機能	建家及び構築物の機能・ 性能に影響を与える有 害なき裂、剥離などがな いこと。					建家及び構築物の機能・ 性能に影響を与える有 害なき裂、剥離などがな いこと。			○廃止措置計画変更認 可申請の一部補正の
第一低放射性固体廃棄物貯蔵場	建家・構築物	その他 (火災報知機 能、消火機能、避 難用照明機能)	- <u> 、 </u>	E)	第一低放射性固体廃棄物貯蔵場	建家・構築物	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	第一低放射 性固体廃棄 物貯蔵場の 管理区域解 除まで		反映 (高放射性廃液貯蔵場 (HAW)及びガラス固 化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発 棟以外の施設の性能 維持施設(消火設備 等)に係る火災対策の 更なる検討等を実施
			照明設備(非常灯及び誘導灯)について、点灯できること。	環境保全部長 (環境管理 課長)				. 建空及び集筑場の機能。		環境保全部長 (環境管理 課長)	し、性能維持施設としての妥当性を確認するため、性能維持施設の一部を取り下げ
		の防止機能遮蔽機能	建家及び構築物の機能・ 性能に影響を与える有 害なき裂、剥離などがないこと。				地震による損傷の防止機能遮蔽機能	建家及び構築物の機能・ 性能に影響を与える有 害なき裂、剥離などがな いこと。			る。) ○廃止措置計画変更認 可申請の一部補正の
第二低放射性固体廃棄物貯蔵場 建家	建家・構築物	能、消火機能、避 難用照明機能) ・自動火災報知設備 ・消火器 ・消火程(屋外) 照明設備(非常灯及び誘 導灯)について、点灯で	て消防法の基準を満足 すること。 ・自動火災報知設備 ・消火器 ・消火と(屋外) ・消火性(屋外) ・消火性(屋外)		第二低放射性固体廃棄物貯蔵場	建家・構築物	(削る)	(削る)	第二低放射 性固体廃場物管理区域 管理区域解 除まで		反映 (高放射性廃液貯蔵場 (HAW)及びガラス固 化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発 棟以外の施設(開発 維持施設(消火対策 等)に係る火災対策の 更なる検討等を実施 し、性能維持施設とし
		27 274	建家及び構築物の機能・ 性能に影響を与える有 害なき裂、剥離などがな いこと。				地震による損傷 の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能	建家及び構築物の機能・ 性能に影響を与える有			ての妥当性を確認するため、性能維持施設の一部を取り下げる。) ○廃止措置計画変更認
廃棄物処理場	建家・構築物	その他 <u>(火災報知機</u> 能、消火機能、避 難用照明機能)	<u>・ 自動火災報知設備</u> <u>・消火器</u> ・消火器 ・消火器 ・消火器 ・消火器			建家・構築物	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	廃棄物処理 場の管理区 域解除まで	環境保全部長 (処理第 1 課長)	可申請の 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一次 一等 一次 一等 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次
1	1	1	<u> </u>								るため、性能維持施設 の一部を取り下げ る。)

	補正前	前(令和4年6	月30日付け申請)					補正		1111,114,111,171	<u>E (7,1)</u>	補正理由
第二低放射性廃液蒸発処理施設	建家・構築物	地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 <u>その他</u> (火災報知機能、消火機能、避 難用照明機能)	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。 以下の消火設備について消防法の基準を満足すること。 ・自動火災報知設備・消火器・消火栓(屋内) 照明設備(非常灯及び誘	第二低放射 性廃液蒸砂 処理 理区域 除まで		第二低放射性廃液蒸発処理施設	建家・構築物		建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。 (削る)			○廃止措置一部補 一変正 一変正 一変正 一変正 一変正 一変正 一変正 一変正
第三低放射性廃 液蒸発処理施設、 放出廃液油分除去 施設、 低放射性濃縮廃液 貯蔵施設	建家・構築物	地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 <u>その他</u> (火災報知機 能、消火機能、避 難用照明機能)	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。 以下の消火設備について消防法の基準を満足すること。 ・自動火災報知設備・消火器・消火器・消火器・消火器・消火器・消火機(屋内)	-	環境保全部長(処理第1 課長)	第三低放射性廃 液蒸発処理施設、 放出廃液油分除去 施設、 低放射性濃縮廃液 貯蔵施設	建家・構築物		建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。 (削る)		環境保全部長(処理第1 課長)	るのる。 のる。) ・ は を を が のる。) ・ は を を が のる。) ・ 一 ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので
廃溶媒処理技術開 発施設、 廃溶媒貯蔵場		地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 <u>その他</u> (火災報知機能、避難用照明機能)	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。 以下の消火設備について消防法の基準を満足すること。 ・自動火災報知設備・消火器・消火器(屋内)	各建家の管 理区域解除 まで	環境保全部長(処理第1 課長)	廃溶媒処理技術開 発施設、 廃溶媒貯蔵場	建家・構築物	19 19 19 19 19	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。 (削る)		環境保全部長(処理第1 課長)	る。) 一 の の の の の の の の の の の の の

1	補正前	(令和4年6月30日付け申請)				補正				補正理由
本次・検索性 一次の	地のの財	也震による損傷 の防止機能 建家及び構築物の機能・ 性能に影響を与える有 害なき裂、剥離などがな				地震による損傷 の防止機能 閉じ込めの機能	建家及び構築物の機能・ 性能に影響を与える有 害なき裂、剥離などがな			
性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。 関じ込めの機能 遺産機能 上できると、	<u>そ</u> <u>(</u> 能	この他 ・自動火災報知設備 (火災報知機能、避能、消火機能、避難用照明機能) ・水噴霧消火設備 ・炭酸ガス消火設備 照明設備(非常灯)につ	蔵場の管理 区域解除ま で 環境保全 (処理第	內部長	建家・構築物	<u>(削る)</u>		蔵場の管理区域解除まで	(処理第1	(高放射性廃液貯蔵場 (HAW)及びガラス (HAW)及びガラス (TVF) が見れ技術開発施設(TVF) が見れ技術開発 を 様けなる が が が が が が が が が が が が が が が が が が が
の一部を取り下げ る。)	第二スラッジ貯 蔵場 建家・構築物 そ (能	性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。 <u>以下の消火設備について消防法の基準を満足すること。</u> ・自動火災報知設備・消火器・消火機能、避難用照明機能) <u>照明設備(非常灯及び誘導灯)について、点灯で</u>	第二スラッ ジ貯蔵場の 管理区域解		建家・構築物	の防止機能閉じ込めの機能遮蔽機能	性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	第二スラッ ジ貯蔵場の 管理区域解		(高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 及びガラス (HAW) 及びガラス (TVF) が開発施設(TVF) が見れ技術開発 を 様けた が見い が設め、 が設め、 が で の を が り に 係る が り と の を が り と の を り と の を り と の に の を り と の と り と り と り と り と り と り と り と り と

		「(令和4年6	月30日付け申請)					補正		1114	<u>在</u> (小り。	補正理由
		地震による損傷 の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能	建家及び構築物の機能・					地震による損傷 の防止機能 閉じ込めの機能				
焼却施設	建家・構築物	その他 (火災報知機能、 道、消火機能、 難用照明機能)	・自動火災報知設備・消火器・消火栓(屋内)・消火栓(屋外)	焼却施設の 管理区域解 除まで	環境保全部長(処理第2 課長)	焼却施設	建家・構築物	(削る)		焼却施設の管理区域解除まで		〇廃止措置計画変更認可申請の一部補正の 可申請の一部補正の 反映 (高放射性廃液ガラス (HAW)及びが見てVF) (ABW)とでででででででででいる。 (HAW)のでででででででいる。 (TVF)が表してででででででいる。 (TVF)が表してででででででいる。 (TVF)が表している。 (では、できるでは、できる。 (では、できるできる。) (では、できるできる。) (では、できるできる。) (では、できるできる。) (では、できるできる。) (では、できるできるできる。) (では、できるできるできる。) (では、できるできるできる。) (できるできるできるできる。) (できるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるで
第一付属排気筒	建家・構築物	地震による損像 の防止機能 廃棄施設 (排出機能)	・ 建家及び構築物の機能・ 性能に影響を与える有 害なき裂、剥離などがな いこと。	各建家の管 理区域解除 まで		第一付属排気筒	建家・構築物	地震による損傷 の防止機能 廃棄施設 (排出機能)	建家及び構築物の機能・ 性能に影響を与える有 害なき裂、剥離などがな いこと。	各建家の管 理区域解除 まで		し、性能維持施設としての妥当性を確認するため、性能維持施設の一部を取り下げる。)
中間開閉所	建家(浸水防止設備を含む。)·構築物	の防止機能	む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。 以下の消火設備について消防法の基準を満足すること。 ・自動火災報知設備・消火器		工務技術部長(運転課長)	中間開閉所	建家(浸水防止設備を含む。)・構築物	の防止機能津波による損傷の防止機能	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。		工務技術部長(運転課長)	○廃止措置計画で 所定 所定 所定 所定 所定 所定 所定 所定 所定 所定
												るため、性能維持施設 の一部を取り下げ る。)

	油工学	i (人和 / 年 /	6日20日付け中建)					油口	<i>2</i> 44	補止箇別		冶 工理 由
	州 上刊	(市和4年6	6月30日付け申請)]				<u>補正</u>	(交) 	1		補正理由
	建家(浸水防止設	の防止機能津波による損化の防止機能	傷 建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。				建家(浸水防止設備	の防止機能 津波による損傷 の防止機能	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。			○廃止措置計画変更認 可申請の一部補正の
第二中間開閉所	備を含む。)・構築物	その他 (火災報知 能、消火機能、 難用照明機能)	<u>・消火器</u> 避		第二中間開閉所	建家(浸水防止設備 を含む。)・構築物	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>			反映 (高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 及びガラス區 化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発 棟以外の施設の性能 維持施設(消火設備 等)に係る火災対策の	
建 家 ・ (排水モニタ室)	構築物	地震による損傷の防止機能 その他 (消火機能)	建家及び構築物の機能・ 性能に影響を与える有 害なき裂、剥離などがな いこと。 消火設備(消火器)につ いて、消防法の基準を満 足すること。	全ての建家 の管理区域	放射線管理 部長 (環境監視課 長)	建 家・(排水モニタ室)	構築物	地震による損傷 の防止機能			ΔΔΙζ Ε .	更なる検討等を実施し、性能維持施設としての妥当性を確認するため、性能維持施設の一部を取り下ける。) ○廃止措置計画変更認
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	可申請の一部補正の 反映 (高放射性廃液貯蔵場
第Ⅲ-19表 性能維持施設(警報装置等)に係る定期事業者検査(第 195 条関係)(1/21) ~ 第Ⅲ-19表 性能維持施設(警報装置等)に係る定期事業者検査(第 195 条関係)(21/21) (省略) 第Ⅲ-20表 性能維持施設(計器校正)(第 195 条関係)(1/8) ~ 第Ⅲ-20表 性能維持施設(計器校正)(第 195 条関係)(8/8) (省略)					第Ⅲ-19表 性能維持施設 (警報装置等) に係る定期事業者検査(第 195 条関係) (1/21) ~ 第Ⅲ-19表 性能維持施設 (警報装置等) に係る定期事業者検査(第 195 条関係) (21/21) (変更なし) (変更なし) 第Ⅲ-20表 性能維持施設 (計器校正) (第 195 条関係) (1/8) ~ 第Ⅲ-20表 性能維持施設 (計器校正) (第 195 条関係) (8/8) (変更なし)						(HAW)及びガラス国 化技術開発施設(TVF)	
〜 第Ⅲ-19 表 ′ 第Ⅲ-20 表 性能	性能維持施設(警報 能維持施設(計器校正 性能維持施設(計器	装置等)に係る (省 正)(第 195 条[る定期事業者検査(第 195 f略) 関係)(1/8)			~ 第Ⅲ-19 表 第Ⅲ-20 表 性	性能維持施設(警 能維持施設(計器 性能維持施設(計器	報装置等)に係 (変更な 変更な 変正)(第 195 条 ・器校正)(第 199	る定期事業者検査(第 1 よし) 関係) (1/8)			棟以外の施設の性能維持施設(消火設備等)に係る火災対策の更なる検討等を実施し、性能維持施設としての妥当性を確認するため、性能維持施設
〜 第Ⅲ-19 表 が 第Ⅲ-20 表 性能 〜 第Ⅲ-20 表	性能維持施設(警報 E維持施設(計器校正 性能維持施設(計器 (省略)	装置等)に係る (省 正)(第 195 条 校正)(第 195	る定期事業者検査(第 195 f略) 関係)(1/8)			~ 第Ⅲ-19 表 第Ⅲ-20 表 性 ~ 第Ⅲ-20 表	性能維持施設(警 能維持施設(計器 性能維持施設(計 (変更な	報装置等)に係 (変更な 変正)(第 195 条 一器校正)(第 195 し) 他の定期的な検査	る定期事業者検査(第 1 よし) 関係) (1/8)			ガラス固化技術開発 (
〜 第Ⅲ-19 表 が 第Ⅲ-20 表 性能 〜 第Ⅲ-20 表	性能維持施設(警報 と維持施設(計器校正 性能維持施設(計器 (省略) と維持施設(その他の (省略)	装置等)に係る (省 正)(第 195 条 校正)(第 195	る定期事業者検査(第 195 (1) (1/8) (1) (1/8) (2) (3/8)			~ 第Ⅲ-19 表 第Ⅲ-20 表 性 ~ 第Ⅲ-20 表	性能維持施設(警 能維持施設(計器 性能維持施設(計 (変更な 能維持施設(その(変更な	報装置等)に係 (変更な 変正)(第 195 条 一器校正)(第 195 し) 他の定期的な検査	る定期事業者検査(第1 まし) 関係) (1/8) 5 条関係) (8/8)			棟以外の施設の性能維持施設(消火設備等)に係る火災対策の更なる検討等を実施し、性能維持施設としての妥当性を確認認可であため、性能維持施設の一部を取り下げ